

令和4年度山田町事業者感染症対策・業態転換等支援事業 費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 山田町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、令和4年度山田町事業者感染症対策・業態転換等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、山田町補助金交付規則(昭和53年山田町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び町長が別に定める者をいう。

(補助金の交付基準)

第3 山田町は、この補助金を別表1の基準により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)、補助事業の内容(様式第2号)、交付申請チェックリスト(様式第3号)、誓約書(様式第4号)、委任状(様式第5号。代理申請の場合)及びチェックリスト記載の添付書類を、山田町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定(以下「交付決定等」という。)を行うものとする。

2 町長は、交付決定等を行う場合において、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度(4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。以下同じ)から起算して5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(3) 町長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

3 町長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第6 町長は、前条の額の確定を行った後、補助金を交付する。

（交付決定の取り消し）

第7 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく町長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8 町長は、前条の取消しを決定した場合に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（延滞金）

第9 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を山田町に納付しなければならない。

(補則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表 1 (第 3 関係)

補助金交付基準

項目	基準
補助対象者	下記の①～③の全てを満たすこと。 ① 山田町内に事業所を有すること ② 別表 2 に定める対象業種を営む事業所であること ③ 関係法令を遵守していること
補助対象経費	下記の①～③を全て満たすこと。 ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う対策であること。 ② 別表 3 に定める経費であること。 ③ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間に発注、契約及び支払いが完了した経費であること。
補助率	定額 (10/10)
補助限度額	1 事業所につき 4 万円を申請額の上限とし、事業所ごとの申請額を合計した額

別表 2 対象業種

業種	大分類（※）	中分類（※）
飲食業	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I（卸売業、小売業）の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 ※ 自動車等の移動販売により小売する事業所を含む
サービス業	G（情報通信業）の一部	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業のうち下記 小分類 4 1 5（広告制作業）
	K（不動産業、物品賃貸業）の一部	69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
	L（学術研究、専門・技術サービス業）	72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	75 宿泊業
	N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
	O（教育、学習支援業）	82 その他の教育，学習支援業
	P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
	R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業

		92 その他の事業サービス業
運輸業	H（鉄道業、道路旅客運送業）の一部	42 鉄道業のうち下記 小分類 4 2 1 鉄道業 細分類 4 2 1 1（普通鉄道業） 43 道路旅客運送業のうち下記 小分類 4 3 1（一般乗合旅客自動車運送業） 小分類 4 3 2（一般乗用旅客自動車運送業） 小分類 4 3 3（一般貸切旅客自動車運送業）

※ 総務省「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）」に基づく分類であること

別表 3

① 店舗における感染症対策に要した経費

費目	対象経費
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費等（例：マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ）

② 飲食店における業態転換（テイクアウト、宅配、移動販売等）対策に要した経費

費目	対象経費
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る消耗品等（例：弁当容器、箸、おしぼり、ビニール袋）

③ 鉄道業・道路旅客運送業における感染症対策に要した経費

費目	対象経費
消耗品費	各業界団体が作成するガイドライン等の取り組みに要する衛生用品の購入費等（例：個人防護具（マスク、手袋）、アルコール消毒液等の感染症対策用品の購入）

※ 上記のほか、山田町長が特に認めるものは対象とする。

※ 次の経費は、原則として対象として認めない。

- ・ 他制度による補助を受けているもの
- ・ 感染症対策としての利用実態が認められないもの（私的利用、販売やレンタル用途に供されるもの）
- ・ 通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる更新の費用と解されるもの
- ・ 支出時点の市場価格や一般的な売価と比べて著しく高額と認められるもの